

ID: 3078

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	建築物その他の工作物の移転又は除却等の命令		
法令名 根拠条項	被災市街地復興特別措置法 第7条第5項		
法令番号	平成7年法律第14号		
<p>【基準】 法第7条第5項の規定による。 (建築行為等の制限等)</p> <p>第7条</p> <p>5 都道府県知事は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日